

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 1系高圧受電設備補修工事

本工事は、狭山水みらいセンターの1系高圧受電設備で発生している絶縁劣化状況を解消するため、速やかに必要な補修を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、狭山水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、その機能、構造に精通していることが必要な上、現在必要な設備容量の再計算、それに必要なケーブルの選定計算等、詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した(株)東芝から上下水道事業を事業承継された東芝インフラシステムズ(株)以外にないため、大阪府との契約窓口である同社関西支社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。